

新型コロナウイルス感染拡大による 緊急事態宣言が大阪府に発出されています



このままでは必要な医療が受けられなくなる!?

新型コロナウイルスの感染拡大は収まる気配がなく、治療のために準備された病床はひっ迫しつつあります。☎保健医療室(出口町☎6339・2225 FAX6339・2058)。

自分には関係ないと思っていないですか?

無症状や軽症の場合、感染に気づかないまま周囲の人に感染させる恐れがあります。このことは、感染源不明のまま、感染が拡大し、リスクの高い高齢者施設などでの集団感染や重症者が多発する危険性を秘めています。

若いから感染しても軽症でしょ?

持病がないからかかっても大丈夫!



医療崩壊って何?

「必要とされる医療」が「提供できる医療」を超えてしまう状況のことです。府では心肺停止や脳卒中など重篤な患者を24時間体制で受け入れる3次救急医療機関において、新型コロナ以外の重症患者の受け入れを停止し、通常の救急体制を維持できなくなる事態が起こり始めています。

医療崩壊したらどうなるの?

- 搬送先が見つからず、通常なら助けられる命も助けられなくなる。
- 外来診療や入院の受け入れが縮小・休止するため、その間に病気が進行し治療が手遅れになる。
- 急病だけでなく交通事故や労働災害など、緊急を要する医療にすぐ対応できない。



今みなさんにできること

手洗いやマスクの着用、3密(密閉・密集・密接)を避けるなど、今一度、感染症対策を徹底してください。また、家庭内にウイルスを持ち込まないようにするため、家族以外での会食を避けてください。



新型コロナウイルスワクチン接種について

☎保健センター
(☎6339・1212 FAX6339・7075)

国は、国民へのワクチン接種により、生命・健康を損なうリスクの軽減や医療への負荷の軽減、さらには社会経済の安定につながることを期待されることから、今年前半までに全国民に提供できる数量を確保することをめざしています。

また、当面確保できるワクチンの量に限りがあり、その供給も順次行われる見通しであることから、新型コロナウイルス感染症患者に直接、医療を提供する施設の医療従事者や、高齢者や基礎疾患のある人を接種順位の上位に位置付け、開始する予定です。

なお、対象者の接種スケジュールは現在、国から示されていませんが、3月以降に高齢者へ接種できるよう準備を進めています。

大阪府からの要請

2月7日(日)まで、府内の住民や事業者に対して主に以下の内容が要請されています。

- ◆ 不要不急の外出・移動は自粛する
- ◆ 特に午後8時以降の不要不急の外出自粛を徹底する
- ◆ イベントなどは人数上限や収容率など感染拡大予防ガイドラインを遵守する
- ◆ 飲食店や遊興施設などは営業時間を短縮する

詳しくは府ホームページか府緊急事態措置コールセンター(☎06・4397・3268 月～金曜日午前9時～午後6時)へ。

緊急事態宣言を受けて 感染拡大を防ぐ 市の基本方針

一人ひとりが
控える

みんなで
気をつける

コロナから
守る

- ◆ 不要不急の外出は控える(健康維持のため、感染拡大防止に配慮した運動などは除く)
- ◆ 普段から会う機会の少ない人との会食を控える
- ◆ 感染拡大リスクが高い福祉施設や企業、大学などでは感染予防対策をより徹底する
- ◆ 多人数が集まるイベント、会合、同窓会などは控える
- ◆ 職場や大学など、親しい少人数の集まりであっても飲み会は控える
- ◆ 公民館、市民ホール、コミュニティセンターなど高齢者利用の多い施設は2月7日(日)まで休館を延長

💡 詳しくは、市ホームページを確認してください。

(仮称)大阪府営業時間短縮協力金

新型コロナ感染拡大防止のため、令和3年1月14日(木)～2月7日(日)に営業時間短縮要請に全面的に協力する飲食店などに協力金が支給されます。

対 象		支 給 額
営業時間短縮要請を受けた飲食店などを有する、次の(1)～(5)のすべてを満たす事業者	(3)令和3年1月14日～2月7日の25日間、営業時間短縮要請を遵守していること	1店舗あたり150万円。1月15日～18日の期間から営業時間短縮に応じた場合は126万円
(1)大阪府域に飲食店・遊興施設(食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている店舗)を有すること	※ただし、準備期間が必要であるため、1月18日から要請を遵守している場合も対象	
(2)午後8時～翌午前5時の夜間時間帯に営業を行っていた店舗で、午前5時～午後8時に営業時間を短縮するとともに、酒類の提供は午前11時～午後7時までとすること	(4)感染防止宣言ステッカーを導入していること	
	※感染防止宣言ステッカーを導入していない期間は休業している必要があります	
	(5)営業に関する必要な許認可などを取得していること	
		申 請 開 始 日
		2月8日(月)(予定)
		申請方法など詳しくは、 大阪府営業時間短縮協力金に関するコールセンター (☎06・6210・9525＝午前9時～午後7時。日曜日、祝日を除く)へ。